**平成２５年（フ）第４３８号**
千葉県我孫子市天王台６丁目17番27―303号サンイング天王台、開始決定時の住所千葉県柏市松ケ崎328番地２　グリーンハイツ101号
破産者　中川加津雄
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第４７４号**
千葉県松戸市八ケ崎８丁目８番地の14
破産者　平田　　誠
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５１２号**
千葉県流山市大字北134番地の152
破産者　澤田　博隆
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５１３号**
千葉県流山市大字北134番地の152
破産者　澤田　幸子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５３６号**
千葉県柏市豊四季698番地３　プリムヴェール306号
破産者　田坂　正子（旧姓笹本）
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第５４３号**
千葉県松戸市松戸新田314番地の１　株式会社テック212号
破産者　宮　健太郎
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第１３８８号**
福岡市博多区下川端町３番１号博多リバレイン５Ｆ
破産者　株式会社上海餐室
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１３６８号**
福岡市中央区薬院４丁目３番13号
破産者　有限会社サンワテクノ
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１４８５号**
福岡市中央区輝国２丁目２番90―403号、申立時の住所福岡県太宰府市大佐野６丁目４番３号
破産者　半田　喜夫
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第３１号**
静岡県掛川市領家1170番地
破産者　株式会社椿舎
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第２２号**
三重県松阪市大口町1162番地387、前住所三重県松阪市幸生町536番地17
破産者　出口　知夫
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第４９号**
三重県多気郡大台町栃原1066番地11
破産者　川村　芳雄
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第５２号**
三重県松阪市久保町1887番地85　ボナール103号室、前住所三重県松阪市久保町1300番地２
破産者　ルクサンブールこと　玉置　健二
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第６０号**
三重県松阪市泉町1704番地３
破産者　丸満木材こと　田中　道治
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第６１号**
三重県松阪市泉町1704番地３
破産者　田中　弘子
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２４年（フ）第７００号**
川崎市麻生区王禅寺西１丁目45番15―106号、開始決定時の住所宇都宮市峰４丁目20番１号峰コートハウスＡ棟001号
破産者　荒谷　元嗣
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７２２号**
栃木県宇都宮市雀の宮７丁目10番３号
破産者　髙岩　知正
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３７４号**
栃木県那須烏山市上境1047番地２
破産者　澤村　敏夫
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５３３号**
栃木県宇都宮市江野町９番８号
破産者　山崎　テル
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第７９３号**
東京都武蔵村山市中藤４丁目10番地の２リバティ小林Ａ102号
破産者　内野　　榮
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第７９４号**
東京都武蔵村山市中藤４丁目10番地の２リバティ小林Ａ102号
破産者　内野よし江
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第７９５号**
東京都武蔵村山市中藤４丁目10番地の２リバティ小林Ａ102号
破産者　内野　和巳
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部